

令和3年度就学援助費のご案内

田原市教育委員会教育総務課

○就学援助費について

- ◆田原市では、お子さんを小学校、中学校へ通わせることについて経済的な理由でお困りのご家庭に、学用品費等の援助をしています。
- ◆認定には世帯構成や所得状況によって基準があり、該当・非該当が決まります。

○対象となるご家庭

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 市民税が非課税または減免された。
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当が支給された。
- ⑦ 生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨ その他、経済的に困窮している。

○申請について

- ◆令和3年4月から受給を希望される場合は、各学校が設ける提出期限（4月中旬頃）までに『就学援助費受給申請書』をご提出ください。
なお、年度途中の申請も可能です。申請希望がありましたら、お早めに学校（就学援助担当者）へお知らせください。

※新入学学用品費前倒し支給の申請が認定された方も、入学後に給食費等を受給するためには、『就学援助費受給申請書』を提出する必要があります。

<注意事項>

- ・申請する児童生徒ごと（児童生徒1人につき1枚）に申請書を提出してください。
- ・申請理由9（その他）で申請する場合、申請理由をなるべく具体的に記入してください。
- ・児童扶養手当受給者の方は、申請理由を6とし、児童扶養手当証書のコピー

一を申請書に添付してください。

- ・令和3年1月1日以降に市外から転入してきた方の場合、令和3年度所得証明書が前住所地市町村で発行され次第（5月下旬頃）、速やかに提出してください。
- ・申請者は児童生徒の保護者とし、振込先は原則として保護者名義の口座としてください。やむを得ない事情により保護者名義と異なる口座への振込みを希望する場合に限り、委任状を添付してください。

○令和3年度就学援助費支給予定額（年額）

援助費目		小学校	中学校	対 象
学用品費等	第1学年	11,630円	22,730円	準要保護のみ
	その他	13,900円	25,000円	
新入学学用品費		51,060円	60,000円	準要保護のみ
修学旅行費		22,690円	60,910円	要保護 準要保護
学校給食費		42,750円	45,900円	準要保護のみ
校外活動費				準要保護のみ
(1) 宿泊を伴わない		1,600円	2,310円	
(2) 宿泊を伴う		3,690円	6,210円	
卒業アルバム代等		11,000円	8,800円	準要保護のみ

※ 修学旅行費及び学校給食費は実績等に応じて支給いたします。

※ 当該年度の予算の範囲内での支給となります。

※ 学用品費等（新入学学用品費）・学校給食費・校外活動費については、要保護児童生徒は対象としていません。（生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には別で支給があるため）

【問い合わせ先：田原市教育委員会教育総務課（電話 23-3530、FAX22-3811）】